

第1章 計画概要

第1節 都市計画マスタープランの位置づけと役割

1 計画改定の目的

本市では、都市計画の基本的な方針となる計画として、「鹿嶋市都市計画マスタープラン」を平成12年（2000年）に策定、平成22年（2010年）に改訂しました。策定から約20年、改訂されてから約10年が経過し、社会情勢においては将来の人口減少に対応するための立地適正化計画[※]の推進や各種ハザードマップ[※]に基づく安全・安心な都市づくり、国を挙げての低炭素型都市[※]への移行など、都市づくりに求められる要素は変化・拡大しています。

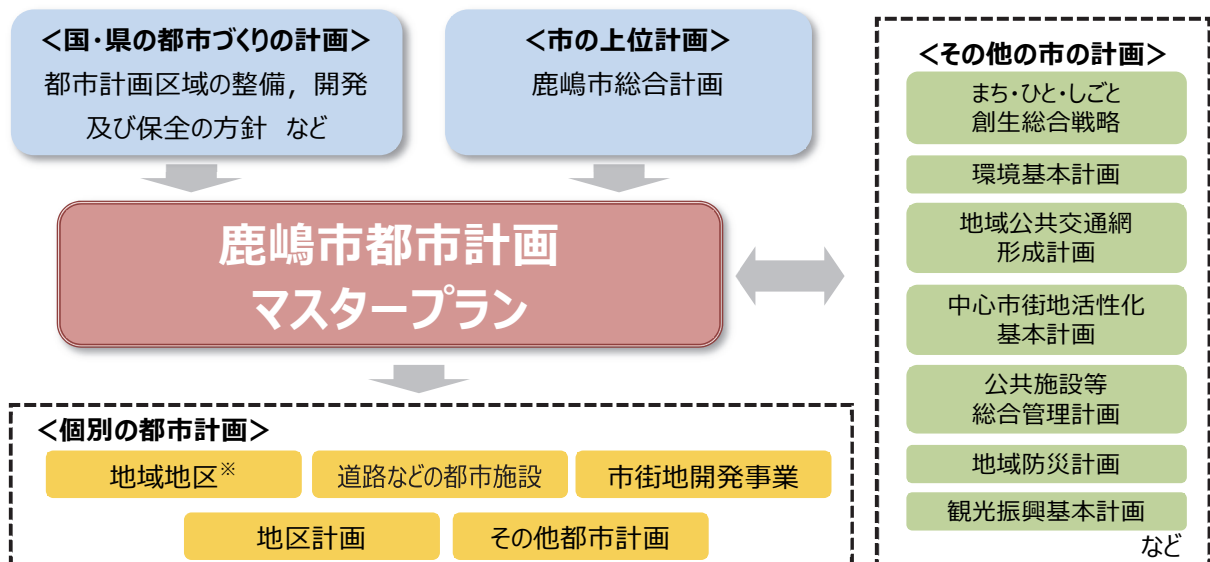
これらの社会情勢や本市の状況を踏まえ、子どもから高齢者まで安心して便利に暮らせるまちとして持続的に発展していく本市の将来像を示す計画として、鹿嶋市都市計画マスタープランの改定を行います。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画法第18条の2に位置づけられている法定計画で、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映して都市づくりの将来像を示し、その実現に向けた方針を示すものです。したがって、市が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければなりません。

都市計画マスタープランは、上位計画である「鹿嶋市総合計画」や県が定める「都市計画区域[※]の整備、開発及び保全の方針」に即することとされています。また、関連する各分野の個別計画と連携して都市づくりの方針を示します。

図 都市計画マスタープランと関連計画の関係



第2節 鹿嶋市都市計画マスタープランの概要

1 計画の期間

都市づくりは、その実現に至るまでに長い期間を要することから、中長期的な視点による計画と、それに基づく取組が重要となります。本計画の計画期間は概ね20年間とし、基本年次を令和3年（2021年）、目標年次を令和23年（2041年）とします。

なお、本計画は、社会情勢の変化や都市を取り巻く環境の変化などに合わせ、計画内容を適宜見直すものとします。

計画期間： 令和3年（2021年）～令和23年（2041年）

2 計画の対象範囲

都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象に策定する計画です。

本市は市全域が鹿島臨海都市計画区域に指定されていることから、都市計画マスタープランの対象範囲は市全域とします。

3 計画の構成

